

プロジェクト 料金規制会計

項目 第 4 回料金規制会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 4 回料金規制会計専門委員会（2021 年 6 月 7 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

ED¹に対するコメント・レターの総論の文案について**範囲について**

2. ASBJ 事務局の提案における顧客及び取引の特徴に関する提案と規制上の合意に関する提案の関係が不明瞭である。
3. ASBJ 事務局の提案では、「規制上の合意の他方の当事者が存在しない場合には、規制上の合意は法令等に基づく企業に対する命令である」とされているが、「命令」という表現は必要以上に範囲を狭めてしまう懸念があると考えられる。
4. ASBJ 事務局の提案では、経済的便益の流入又は流出の蓋然性に関して、十分な需要が存在するという要件を追加するとされているが、いわゆるユーティリティ業界を想定すると、需要があることはある程度前提になると考えられる。むしろ、料金調整は、規制機関からの査定等を受ける必要があること等によって、回収できるような料金調整ができない部分が出てくることの方が、実務上では問題となると考えられる。
5. 前項に関して、規制料金の設定においては、原価の査定にも見積りの要素が含まれるために、原価に関する見積りと実際の乖離を想定して会計処理に織り込んでいくことは、実務上難しいものと考えられる。

測定について

6. 規制資産及び規制負債について、認識又は測定の会計処理が非対称となる場合には、財務諸表利用者にとって、その計上額の妥当性に関し疑念を抱かせるおそれがあるため、認識の閾値を厳しくしたうえで、会計処理は対称とすることが望ましいものと考えられる。

¹ 本資料において「ED」とは、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」を指す。

7. ASBJ 事務局の提案では、料金単価を増額する場合には原価で調整するので利益を含めないが、減額する場合には売上を調整するので利益を含むとしているが、燃料費調整制度にはこの考え方が当てはまらないと考えられる。同制度は、3 ないし 5 ヶ月前にかかったコストを、その先で回収するというだけの制度で、過去のものの回収でしかない。規準に対してプラスであれば料金単価がプラスになり、マイナスであればマイナスになるというだけで、実際に受領した売上を将来返すものではない。
8. 税効果会計や米国会計基準との整合性を考慮すると、規制資産及び規制負債は割引かなくても良いのではないか。
9. 前項に関して、IFRS 基準における資産及び負債の割引の可否について、税効果会計との整合性を考える必要はなく、回収又は履行の期間が長期にわたることが前提の資産又は負債に関しては、原則的には割引引くものと考えられる。
10. 規制資産及び規制負債について割引計算を行う場合、割引率の選択に幅があると計上金額に不確実性が生じるため、その選択に裁量の幅がないような率とすべきであると考えられる。
11. 規制資産について割引計算を行う場合、事業活動全体から得た資産と考え、割引率は加重資本コストを使用すべきものと考えられる。

以 上